

岩田株式資本論の検討

青 才 高 志

筆者は、1982年に、株式資本論に対する構想を「頭出し」し、以下のように述べた。¹⁾

「〔1〕 株式資本の種差は、本源的には、「(利潤を求める) 資本の動化」にあるが、その上に「その後に」ではなく、「その上に」「(利子を求める) 資金の動員」がのっかり、株式資本の成立を通じて長期資金供与を困難とする信用の限界は突破される。／〔2〕 株式流通が、一面において「資本の動化」であるとともに他面において「資金の動員」である限り、株式の売買価格(株価)は、一面において利潤を利潤率で割った価格であるとともに、他面において配当を利子率で割った価格であることになる。」と²⁾。

この筆者の株式資本論に対する構想は、前稿(247頁)で、「岩田弘氏の見解……から……曲解によるヒントをも含め多くを学んだことを申

し添えておく。」と述べたように、岩田株式資本論との関連において成立を見たものである。その点を踏まえ、本稿は、〔1)(2)の拙論の意味内容を、岩田株式資本論の検討という形で述べるものである。

第一節 資本の結合と資金の動員

岩田株式資本論³⁾から引き出すべき論点の第一は、氏が、株式会社を、社会的資金の集中(調達・動員)という点ではなく、資本の集中(結合)という点に力を置いて規定しようとしている点にある。

宇野氏⁴⁾は、氏にとって株式会社の理論的規定——「経済原論 basic theory」では与え得ない株式会社の「原理 principle」を与えるという意味では「原理」的規定と言ってもよい——を与える場であった、『経済政策論』第三篇

1 引用文中の「[……]」は、筆者(青才)の挿入・追加である。また、引用文中のそれも含め、本稿での強調符は全て筆者が付したものである。なお、引用文中の「/」は、そこでの改行を意味する。

2 参照、拙稿「利潤論の諸問題(3)」、『信州大学経済学論集』第19号、1982年3月、55頁、(後に、改訂の上、拙著『利潤論の展開——概念と機構——』、時潮社、1990年、229-230頁、に所収)。筆者の株式資本論の展開については、山口重克氏の資本結合論との関連で論じた「株式資本論について」(山口重克編『市場システムの理論』、御茶の水書房、1992年3月、以下、「前稿」と略記)、および、内容的には本稿での立論を踏まえて現実の株式資本の動態・実態を分析すべく株式資本「原理」論の「射程」を伸ばすことを意図した「株式資本論の再構築」(SG:CIIME編『資本主義の原理像の再構築』、お茶の水書房、近刊、以下「再構築」と略記)を参照。

3 参照、岩田弘、『世界資本主義』第四章「株式資本と金融資本」、未来社、1964年7月、[以下、「岩田論文」または「岩田」と略記]。

4 宇野氏の株式会社・株式資本論については、以下を参照。『経済原論』下、岩波書店、1952年(後に、『宇野弘蔵著作集』第一巻、岩波書店、1973年、に所収。以下、引用は、『著作集』より行う)【以下、『旧原論』と略記】。『経済政策論』、弘文堂新社、1954年【『旧政策論』と略記】。『経済原論』、岩波全書、1954年(『宇野弘蔵著作集』第二巻、岩波書店、1973年、に所収。以下、引用は『著作集』より行う)【『新原論』と略記】。『経済政策論』(改訂版)、弘文堂、1971年【『改訂政策論』と略記】。

宇野氏の株式会社論までは株式資本論の把握においては、従来から問題とされていた『旧原論』と『新原論』との相違だけではなく、『旧政策論』と『改訂政策論』との間の微妙な差異にも配慮する必要がある。このこととの関連において、岩田論文の構想・執筆・発表の時期の持つ意味について先回りして述べておく。ついわゆる世界資本主義論の立場からする株式資本論としては、それ以前に、鈴木[1962]⁵⁾があるが、その叙述そのものが、後に岩田論文[1964]で公表された宇野『原論』と宇野『経済政策論』における株式資本・

「帝国主義」第一章において、帝国主義段階における株式会社普及の意味を、「社会的に蓄積せられた資金から、事業の経営に必要な任意の額の資本を調達するという資本主義社会に特有な資本家社会的な機構を一般的に確立する」（『旧政策論』、144頁。『改訂政策論』、168-9頁も同文）という点に求めている。それに対し、岩田氏は、「株式会社制度は、宇野教授の簡単に想定されているように、「事業の経営に必要な任意の額の資本」を「社会的に蓄積された資金」から調達しうるものではけっしてなく、一般にはたんにその一部をそうした資金から調達しうるにすぎず、その基幹部分は会社の設立者〔他の箇所での表現では「会社の利害関係者〕によって共同出資的に、したがって「社会的」にではなく個別的に調達されねばならぬことはいうまでもない。」（岩田、245頁）といっている。我々も、この点については、岩田氏とともに「いうまでもない」こと、と認めざるをえないことであろう。そして、岩田氏は、「資本市場〔株式市場〕を介しての貨幣市場〔資金市場〕の社会的資金の動員」は、この、「会社の利害関係者による共同出資的な払込〔おそらく、現物出資も含めてのそれ〕」を「基礎としてのみ」可能になることだとしている（256頁）。

帝国主義段階の基本的規定を株式資本論とし

株式会社論のテキスト・クリティックを前提にしていると考えられる。それ故に、本稿では、岩田株式資本論を、鈴木〔1962〕を対象としてではなく、岩田論文を対象として検討することにする。(2)岩田論文〔1964〕は、『改訂政策論』〔1971〕ではなく、『旧政策論』〔1954〕を検討の対象としたものである。このことは発表年次から言って当然のことである。従来見過ごされているのは、宇野『経済政策論』における差異、『旧政策論』〔1954〕と『改訂政策論』〔1971〕との間には、文章表現上、株価は、「利潤」の資本還元なのか、利潤の内の「配当」の資本還元なのか、という点に関し差異がある、という点にある。(3)岩田論文〔1964.7.〕は、その構想・執筆時期の点において、到底『新原論』〔1964.5.〕を検討したものではありえず、それは、『旧原論』〔1952〕を検討の対象としたものであった。

a) 論文題名等に関しては、本稿末の「文献リスト」を参照願いたい。

て与えるべきだという歴史=論理主義的なバイアスのもとで語られていることだとはいえ、この岩田氏の規定、株式会社の創設、すなわち、資本結合は、まずは、「共同出資的に」、それ故に、より高い利潤率を求めての資本同士の結合としてなされるしかなく、「社会的資金の動員」は、それを「基礎としてのみ」可能になるという点に関しては支持されるべきである。そして、この、資本の結合→資金の動員、という論点は、株式資本の基本的規定を、資金の調達・動員、その「出資」という形での調達・動員、という点において与えようとした、宇野・川合〔1954〕・山口〔1971・1985〕・伊藤〔1971・1974・1989〕⁵⁾氏等の株式資本論を批判しうる論点である。

勿論、上述した限りでは、岩田氏は、「会社の創立者」「払込」等の表現からもわかるように、歴史的な発生=本質論ではないとしても、未だ、株式会社の「創立」に係わる本質、その限りでは「発生」における本質を言っているにすぎない。だが、氏は、同時に、株式「発行」市場における「社会的資金の動員」が可能になるためには、株式「流通」市場が成立していかなければならない、という点を強調している。氏の叙述そのものは、「いくつかの既存産業会社それ自体」の「集中合併や整理統合の一定の進

5 伊藤説は、微妙な位置にある。一方では、岩田氏と同様に、「もともと株式資本の形態は、……、共同出資の形態で資本を集中することを容易にするものである。」と述べ、「そうした〔「株式証券の発行に応ずる」〕資金は、部分的一時的にはともかく、産業資本の回転循環に束縛されながら生成される遊休貨幣資本の転化したものではすまない。産業資本の運動から出る場合には、もはやその回転循環には復帰せず、別の独立の資本に合体するものとして分離してゆくものとなる。」（〔1974〕、243頁、2段）と、遊休資金の一時的転用ではない「出資」に触れながらも、その「出資」の意味・意義についての強調・詳論はなく、全体的基調は、「株式形態をつうじ資金を資本として集中」（例えは、同、247頁、2段）という点におかれている。少なくとも、岩田氏のような社会的資金の動員論に対する批判、がない点において、基本的には、「株式資本の基本的規定=資金の調達・動員」説と、位置づけうるだろう。

展段階の結果として」生ずる「社会的に名の知れた巨大企業」の成立によって等（248頁），大不況期等の歴史的事実に直接依拠して言っているという点に関しては批判されるべきであるとしても，その叙述を通じて氏が言おうとしている点，すなわち，株式の転売を可能とさせる株式流通市場の成立を前提として，初めて，さしあたり遊休している資金の増資に対する応募等，株式発行市場における「社会的資金の動員」も可能になるとしている点，すなわち，わたくし的な表現では，資本の商品化・流動化〔動化〕の機構があつて初めて，資金の動員・資金の（「資本」としての）調達も可能になる，としている点は，支持されるべきである。

さらに，岩田氏は，「資本市場での株式証券のたんなる流通でさえ，一般には既発行証券の一部をとらえるにすぎず，高い市場性をもつ大企業の株式証券にあってもその基幹部分は，会社の種々な利害関係者により比較的長期にわたって固定的に所有される関係にある」（253頁）という点を指摘し，「株式証券——株式会社の現実資本にたいする持分証書としての株式証券——に社会的貨幣資本の形態が擬制され，またこれによって売買形式による株式証券の持手転換に貨幣資本の投下と回収という形態が擬制される」としても，それは「現実の関係ではない」（同）と言う。「既発行証券」のどの程度を所有すればその「基幹部分」を所有することになるのか，また，「会社の種々の利害関係者」は，いかなる形態で「会社」に「関係」することになるのか等の点については，時代的（歴史的）にまた事態的に様々な形態を取りうる。だが，ここで言われていること自体は確かなことといいうるだろう。すなわち，わたくし的な表現で言えば（参照，青才〔1990〕，230頁，および，前稿），遊休資金の運用先として株式市場への流出入を繰り返す部分が，結合資本の一部でしかないということ，そして，「社会的資金の動員」がなされるようになった後にも，その資金の「投下と回収」としての株式証券の売買が，依然として，「株式会社の現実資本に対する持

分」の「持手転換」，すなわち，資本の商品化・資本の動化であることには何ら変わりはないのであって，それが資金の運用でもあるのは，預金・債券購入と株式「投資」とを比較考量〔裁定〕する遊休資金運用者（一般株主）にとってのことにすぎず，また，彼等にとって機構上そうなっているにすぎないということは，確かなことと言いうるだろう。

この点，すなわち，完成した株式会社の場合にも「資金の動員」は依然として「（現実）資本の動化」の「上に」「のっかる」機構的な上部構造であるしかない（青才〔1982〕，55頁，〔1990〕，230頁）という点は，実は，馬場〔1978〕・後藤〔1970〕氏等の歴史的プロセス論としての「自己資本の他人資本化」論を批判しうる論点なのである⁶。

第二節 配当の資本還元と利潤の資本還元

岩田株式資本論から引き出すべき第二の論点は，通常は配当の資本還元によって株価（株式擬制資本）が決まる，とされているのに対し，岩田氏が，配当のではなく内部留保分まで含めた利潤全体の利子率での資本還元によって株価が決まる，としている点にある。先回りして言っておくと，この岩田株価規定が正しいと言っている訳ではない。だが，それは，従来の株価理論の部分性を突くものとして，また，広く言って，従来の「資金の動員」論に偏した株式資本論の限界を照射するものとして，問題提起的意味を持つものである。

宇野氏は，『日原論』〔1952〕では，「株式会社制度はそれ〔「資本利潤（の），利子と企業利潤と（への）分割〕」を具体的に示すものに外ならない。」（509頁）と述べていた。この規定が成立しないものであることは明らかである。株式会社の利潤の，配当と重役報酬（+ a

6 馬場・後藤氏等においては，「資本の動化」→「資本（資金）の動員」という関連が歴史的序列と位置づけられている点についての批判に関しては，渡辺〔1983〕，159頁，前稿，258-9頁，小林〔1992〕，73頁，清水〔2001〕，143頁，「再構築」論文，を参照。

[内部留保] ?) とへの分割は、それ自体としては「資本利潤」の「利子と企業利潤 [=利潤 - 利子]」とへの質的分割を「具体化」するもの、その分割に対応するものでは、ありえないからである⁷⁾。それ故だろう、宇野氏は、この点に対する批判を踏まえ、『新原論』[1964]では、株式会社制度が利潤の質的分割の具体化である、とする規定を削除し、『旧原論』では第二の具体化として述べていた(511-2頁)「それ自身に利子を生むものとして(の)資本」の「具体化」であるとしている。[『旧原論』と『新原論』における宇野株式資本論の変化に関しては、伊藤[1974]を参照]

この『旧原論』での——以前にも(註4で)述べたように、岩田[1964.7]は、その公表時期から言って、到底『新原論』[1964.5]を検討対象としたものではありえなかった——、株式会社制度は利潤の質的分割を「具体化」するものである、とする宇野説との関連において、岩田氏は、「資本の商品としての価格〔株価〕は、利潤のうちのたんに配当部分だけの利子率による資本還元によってではなく、配当部分も留保部分も一緒にした現実の利潤全体の利子〔率〕による資本還元によって、規定されねばならぬ」(216頁、その他、この点については、多くの箇所で指摘)と言っている。

この岩田氏の問題提起は、まずは、岩田論文が検討・批判の対象とした宇野『旧政策論』[1954]と、宇野『改訂政策論』[1971]との間の差異に関連したもの、そして、『改訂政策論』以前という岩田論文[1964]公表時期の問題から言ってそなざるをえないであるが、その差異の内岩田氏が前者の規定を採用したが故のものである、という解釈が成立する。そして、また、岩田氏の意図はともあれ、その実質的内容から言って、『旧政策論』の宇野株式資本論による『旧原論』の宇野株式資本論の批判を意味するものであると位置づけることもできる。以下、「配当部分だけの利子率による資本還元」なのか、「配当部分も留保部分も一緒にした現実の利潤全体の利子〔率〕による資本還元」な

のか、という点に関し、宇野『旧政策論』と宇野『改訂政策論』との間の叙述上の差異を指摘しておこう。[以下、→の左は、『旧政策論』、右は、『改訂政策論』の叙述]。

(1) 「利潤を配当として定期的に受ける権利」(139頁) → 「利潤から配当としてその利益の分配を受ける権利」(164頁)

(2) 「利潤を基礎とし」(142頁) → 「利潤からの配当を基礎とし」(166頁)

(3) 「勿論、個々の事業の利潤率が基準となるのであるが、それ〔利潤〕が貨幣市場の利子率を反映して形成される一般利子率によって資本還元せられて、一定額の貨幣資本としての存在を與えられつつ、各事業に社会的資金を配分する」(146-7頁) → 「もちろん、個々の事業の利潤率が根本的には基準となるのであるが、それ〔利潤〕は……配当率その他の事情によって歪曲されながら、貨幣市場の利子率を反映して形成される一般利子率によって資本還元せられて、一定額の貨幣資本としての存在を与えられ、それによって社会的に形成された資金が各事業に配分される。」(171頁)。

宇野氏は、『旧政策論』では、おそらく、ヒルファディング[1910]が多くの場合にそう想定していたように利潤のすべてが配当されると仮定し、単に、「配当の」という意味で「利潤の」と言ったにすぎないのであろう。だが、当然のこととして存在する利潤と配当との区別を念頭におきつつ宇野『旧政策論』論の株価規定(上で引用した(2)(3)等)を読むと、宇野氏は、

7 「配当」と内部留保等との分割は、それ自体としては「資本利潤」の「利子と企業利潤 [=利潤 - 利子]」とへの質的分割を「具体化」するものではないが、(利潤を求める)資本による株購入と(利子を求める)資金による株購入との重合においては、「第二の意味での配当の利子化」——配当が株式擬制資本(株価)に対し利子に相当するという「第一の意味での配当の利子化」と区別された、配当が株式現実資本に対し利子に相当するという意味でのそれ——、すなわち、増資コストの利子化が問題になる、という点に関しては、青才[1990], 230頁、より詳しくは、「再構築」論文を参照。

株価は配当部分のみではなく内部留保まで含めた利潤全体の利子率による資本還元によって規定される、という岩田株価論と同様のことを言っている、と読めることとなる。宇野(3)の「それ〔利潤〕が貨幣市場の利子率を反映して形成される一般利子率によって資本還元せられて、一定額の貨幣資本としての存在を與えられ」という叙述を出所を示さないで掲げれば、おそらく多くの人が、それは、岩田氏の叙述だと誤認することであろう。勿論、問題は、『旧政策論』における宇野氏の曖昧な株価規定と岩田株価規定との関連如何ということ自体にある訳ではない。問題は、あくまでも、宇野氏が『旧原論』において明確に述べている「配当の資本還元」説にはっきり対置して提起された、岩田「利潤の資本還元」説そのものの是非にある。それ故、『旧政策論』の宇野株価論と岩田株価論との間の対応を確認するだけにとどめ、以下、岩田株価論の検討に移ろう。

さて、岩田氏は、「原理論」第三篇「総過程論」を、第一章「利潤」・第二章「利子」・第三章「利潤の利子化」というトリアーデ（ヘーゲル的なそれ）で編成すべきだとする氏の原理論体系構成法（例えば、岩田、226頁。鈴木[1962]、461頁、をも参照）からする諸規定、その利潤の利子化は、「貨幣市場と資本市場との特有な関連をとおして、産業的に投下された〔利潤を生みつつある〕現実資本を、貨幣市場に投下された社会的貨幣資本に〔利子率を通じて〕擬制する特徴的な資本形態としての、株式資本」（岩田、198頁、第四章冒頭の文）において現実化されるという氏の株式資本概念からする諸規定を別とした場合、いかなる点において、株価は配当部分のみではなく内部留保分まで含めた利潤全体の利子率による資本還元によって規定される、といっているのだろうか。上述した「位置づけ」論からする指摘は数多いが、その点についての内容的な指摘は、次の箇所〔以下、岩田A、と呼ぶ〕のみである。

岩田A 「(1)じっさい、資本市場での株式証券の価格は、利潤にたいする配当部分の割合がど

のようなものであれ、結局は、現実資本の収益力をその実勢として反映せざるをえないものであって、利潤のうちのたんなる配当部分だけの資本還元によって決定されるものではけっしてない。(2)宇野教授の念頭にある重役報酬はともかくとして、利潤の一部が配当されないで企業の内部に留保されることになれば、それは結局企業の拡充に利用され、その収益力の増大に、したがってまたこれをとおして株価の騰貴に結果せざるをえないからである。(3)このことは、株式証券の売買がそれ自体としては共同出資の持分の持手転換にほかならぬということからいつても当然であろう。(4)それゆえ、資本の商品としての価格は、利潤のうちのたんに配当部分だけの利子率による資本還元によってではなく、配当部分も留保部分も一緒にした現実の利潤全体の利子〔率〕による資本還元によって、規定されねばならぬ……」(216頁、但し(1)等の内容区分は青才の挿入)

この叙述は、はたして株価が「配当部分だけの資本還元によって決定されるものではけっしてない」ことを言っていることになるのであるか。(1)で、岩田氏は、株価は「現実資本の収益力をその実勢として反映せざるをえない」という。確かにそうである。だが、配当性向が同じとすると、「現実資本の収益力〔利潤率〕」が高いということは配当額が大であることを意味するが故に、そのこと自体は、何ら、株価が配当基準で決まっていることを否定するものではない。(2)もそのとおりである。だが、利潤の内部留保は、将来の現実資本の増大〔(3)と関連〕を、それ故に利潤率が同じだと仮定した場合には将来の利潤額の増大を、さらに配当性向が同じと仮定すると将来の配当額の増大をもたらすことになる。配当基準で株価が決まるという場合にも、その配当は将来の配当増大分の予想も考慮に入れられているものとしてのそれであるが故に、(2)の事態は、そのものとしては、何ら、配当基準での株価の決定を否定するものではありえない。事実、いわゆる成長株価の理論において、利潤の内部留保による将来の配当の増大

を算式に入れると、利子率≤配当増大率（＝資本増大率＝利潤率×内部留保率）、の時株価無限大となるいわゆる「成長株のパラドックス」のケースを除き、株価＝当期の配当÷（利子率－配当増大率）、となると主張される時、それは、配当基準による株価決定論を主張しているのである。

問題はいかなる点にあるのだろうか。問題は、利潤を求め「資本」を投下する経済主体と、遊休「資金」の運用として株式を購入する経済主体、との間の行動様式の違いにある。そして、問題は、(4)で岩田氏が「利子率による資本還元」という時、氏が意識しているかどうかは別として、事実上「資金」の運用として株を購入する経済主体（「一般株主」）の側から株価の高低を尺度・評価している、という点にある。そして、その場合には、「利潤全体」ではなく、配当（+キャピタル・ゲイン）が問題になるしかなく、その配当を規定するものとして利潤率・内部留保等が問題になるとしても、それは配当額を規定する限りにおいて問題になるにすぎない、という点にある。この点は、以下の引用Bで岩田氏も思わず語ってしまっているように、岩田氏が何故に「利子率」によって「資本還元」されるのかを問題にするやいなや、現れ出てくる。

岩田B「証券市場の成立によってはじめて貨幣市場の社会的貨幣資本は、株式証券のいわゆる利まわり〔益まわり＝利潤÷株価、ではなく、利まわり＝配当÷株価〕と貨幣市場の利子率とを比較しつつ貨幣市場と証券市場との間を自由に流動し、それによって株式配当の利子率による資本還元に対応した株式相場を成立せしめることになる」(242頁)と。

確かに、岩田氏は、引用Bの直前で、「株式証券の配当が——厳密にいえば配当だけではなく、利潤の内部留保分もふくめてではあるが——」(同)と言っている。だが、この岩田Bには、資本還元されるべき対象が何故に配当ではなく「内部留保分もふくめ」た「利潤全体」なのかを説明するものは何もない。利潤率が、内部留保が問題になるとしても、それは、それら

が将来のそれを含め配当額を規定する限りで問題になるが故であるにすぎず、それを超えて、何故に配当ではなく利潤全体が問題になるのか、の説明は何もない。逆に、岩田Bには、利潤全体ではなく何故に配当が問題になるのかの説明は存在する。「株式証券のいわゆる利まわりと貨幣市場の利子率とを比較」という規定がそれである。ここでも、岩田氏は、「配当が——厳密にいえば配当だけではなく、利潤の内部留保分もふくめて」と述べたように、「利まわり〔——厳密にいえば益まわり〕」というのだろうか。問題は、「貨幣市場と証券市場とのあいだを自由に流動」する「貨幣市場の社会的貨幣資本」にとっては、キャピタル・ゲインの問題を別とすると、利まわり（将来の配当予想を考慮に入れてのそれ）と利子率との比較が、それ故に、配当、将来のそれも含めての配当が問題になるしかない、という点にある。さて、岩田氏に聞こう。岩田氏は、もし、ある株式会社において、利潤の全てが内部留保され、それが将来に渡っても続く、それ故に、配当が永遠にゼロだということが確定しているとしても、なおかつ、「貨幣市場の社会的貨幣資本」は証券市場に流入し、その会社の利潤額「の利子率による資本還元に対応した株式相場を成立せしめることになる」というのだろうか。

問題は、「貨幣市場と証券市場とのあいだを自由に流動」する「貨幣市場の社会的貨幣資本」という規定にある。そして、その名に値するのは、金額・期間等の点に関し限界があり、資本としては投下できない、遊休「資金」のみである、という点にある。とすると、自ずから問題解決の方向が見えてくる。「資金」の運用先として株式証券を購入する場合ではなく、「資本」の投下先として株式証券を購入する場合には、その株価の高低はいかに評価されるのかが、問題として浮かび上がって来るからである。

ある部門に資本を投下しようとする時には二つの方法がある。一つは、営業活動に必要な生産手段・労働力等を市場で購入する方法であり、もう一つは、すでに活動している企業を購

入する場合である。後者の場合、企業の市場価値は、いかに評価されるのだろうか。その評価、高過ぎるので買わない・安いので買おう等の評価の場合には、岩田氏が言っているように、その企業があげている利潤全体が、配当部分のみではなく利潤全体が問題になるだろう。そして、その利潤額が与えられた時、その企業の購入を考えている資本家は、なにを「尺度」として企業の市場価値の高低の判断をするのだろうか。それは、「貨幣市場の利子率」ではけっしてな

8 「資本」・「資金」概念に関連して、若干のことをおこう。固有の意味での「資金」概念は、宇野氏による、マルクス『資本論』の利子・信用論批判、貨幣資本家と機能資本家とを想定してのマルクスの利子生み資本論批判の過程で、その術語化を見たものである。そして、宇野氏は、信用論において問題となるのは「資金の商品化」であり、それは未だ「資本の商品化」を意味しないとした。この「資本の商品化」が、株式資本によって初めて可能な「運動体としての資本」(現実資本)の商品化を意味するのか、それとも、株価のみならず社債・公債・地価等も含めてそう規定される「それ自身に利子を生むものとしての資本」(擬制資本)の商品化を意味するのか等、宇野氏自身の規定においてもなお詰められるべき点を残している。だが、資本という用語が多用されていた状況の中「資金」概念を立てることによって「資本」概念の限定化を図ろうとした宇野説の意義は十分評価されねばならない。

筆者の資本規定は、この資本概念限定化の方向をさらに一步押し進めようとするものである。資本の一般的定式は $G \rightarrow W \rightarrow G'$ であり、資本は、 $G \rightarrow W$ (商品の購買), $W \rightarrow G'$ (商品の販売、商品の「命懸けの飛躍」) という、価値の形態変換を通じて自己増殖する運動体である。価値が貨幣から商品へ・商品から貨幣へとその形態をえるのではなく貨幣という形態のままである、貨幣(資金)の貸付の場合には利子が問題となるのに対し、資本投下においては利潤率が問題になるのも、この「価値の形態変換を通じて自己増殖する運動体である」という資本規定故、資本は商品の販売という「命懸けの飛躍」をその構成要件としているが故である。この筆者の資本規定からすれば、宇野氏が、マルクスのいう「貨幣資本家」・「貸付資本家」概念は否定しつつもなお「貸付資本」概念を用いている点に関しては、その「貸付資本」は「貸付資金」と表現されるべきだ、ということとなり、 $G \dots G'$ と表現される「金貸資本」、という「資本」ではなく、それは貨幣(資金)の貸付手段としての機能を表現しているにすぎない、ということとなる。そこに、価値の形態変換の運動は存在しないからである。もちろん、資金の貸付においては、「一定期間の貨幣の使用」という特殊な商品が販売されている、それ故に、商

い。より高い利潤率を求めて行動する経済主体として、資本家は、当然にも、利子率ではなく「利潤率」をその尺度にするのである。すなわち、「資金」の運用の場合には利子率が、「資本」の投下の場合には利潤率が問題になるのである⁸⁾。

岩田株式資本論の特徴及び意義は、前節でも述べたように、「社会的資金の動員」という点にではなく、(より高い利潤率を求める) 資本の結合(集中)という点に力点をおいて株式会社の基本的規定を与えていたという点にあつ

品販売 ($W \rightarrow G$) といふ意味で価値の形態変換がなされていると見ることもできる。だが、その場合にも、資金の貸付、利子を伴っての返済の過程においては、単に「一定期間の貨幣の使用」という商品の販売 ($W \rightarrow G$) があるだけであり、また、そこにおいて問題となる G は、「一定期間の貨幣の使用」という商品の価格、すなわち、利子と規定されるしかないのあって、そこは、 $G \rightarrow W \rightarrow G'$ の運動ではなく、そしてそれ故に、その「貨殖分」は未だ資本の自己増殖分すなわち利潤という規定を受け取ることはないのである。^{b)}

我々は、単に貨幣の増大(収益)をもたらすならば資本だというような没概念的な規定——銀行預金をしている労働者も資本家ということとなり、土地を買い【土地購入に資本を投下し?】それを貸して地代を取得している【その投下資本を増大させていく?】土地所有者も資本家ということになってしまふような没概念的な規定——に留まることなく、資金貸付—利子関係と、資本投下—利潤関係との間に、明確な範疇的区別を立てておくべきだろう。単に、「金貸資本」は資本なのだから、「利子」である利得分は「利潤」と呼ぶべきだ、というような意味での、利子と利潤との用語上の区別が問題なのではない。貸付資金の需給という機構を通じて規定される「利子率」と、実物経済の需給調整がより高い利潤率を求めての諸資本の競争機構を通じてなされるという場合の「利潤率」との機構的概念的区別が問題なのである。その意味において、資本の投下先として株式が購入される場合には利潤率が、資金の運用先として株式が購入される場合には利子率が問題になるとすべきなのである。そして、また、逆に言うと、利子率が問題になるような「貨殖」活動の際にはその「原資」は資金と規定すべきであり、利潤率、それも、利潤率均等化法則という場合の利潤率が問題になるような「貨殖」活動の際にはその「原資」は資本と規定すべきなのである。

b) ここで述べた、資本の一般的定式は $G \rightarrow W \rightarrow G'$ である、それ故、資本の規定においては価値の形態変換が必須の構成要件をなす、それ故、金貸資本 $G \dots G'$ は資本ではない、という論点は、青才[1979]以来そうであるが、小幡[1979]から学んだものである。

た。配当部分のみではなく利潤全体が問題になるとする岩田株価論の特質は、何よりも、この岩田株式資本論の特徴故のものと思われる。とした場合、岩田氏は、その資本の集中（結合）の際の「尺度」、経済主体の行動原理は何か、ということを考えても良かったのではないだろうか。だが、実際の氏の展開は逆であって、氏は、「利子率」という尺度、氏自身が株式資本論の中心におくべきではないと強調していた「社会的資金の動員」の場合に問題となる尺度に依拠して、株価を規定することになっている。それは、利潤・利子・利潤の利子化（または、利潤と利子との利子の面における統一）という岩田トリアーデによる軸、それ故の、利潤を生む現実資本の、利子を生む社会的貨幣資本への擬制化に株式資本の本質を見るべきだという氏の株式資本の「位置づけ」による軸、の故だろう。この軸から離れ、「資金の動員」ではなく「資本の結合」に力点をおいた氏の株式資本論の方向性を押し進めるならば、利潤を求めての資本の投下として株を購入する場合には、「利潤全体」（株購入後の・経営参与後の予想を含めてのそれ）と投下資本額（株価）との関係が「利潤率」として問題となり、資金の動員の場合、資金の運用として株を購入する場合には、配当（将来のそれを含めて）の「利子率」による資本還元——氏の言うところの「貨幣資本」、内容的に読み込むと、マルクスの「利子生み資本」・宇野氏の「貸付資本」または「それ自身に利子を生むものとしての資本」への資本還元——が問題になる、ということが明らかになってくるのではないだろうか。

もちろん、特定企業の株式の市場価格は、特定の時点においては、特定の値を取るしかなく、その株価は、その時点での支配的な株購入動機によって支配される。そして、多くの場合には、株価は、従来多くの人がそう主張してきたように、資金の運用動機によって支配される、それ故に、配当（将来のそれを含めて）の「利子率」による資本還元価格が「規定的価格」である、と言ってよい。だが、法人間の相互支配・協調

的M& A等において、市場の外または裏で、資本の投下先として株式の購入がなされる時の「その株価」は、必ずしも市場株価——多くの場合には資金運用動機によって規定された株価——と同じではなく、そこにおいては、利潤全体と「その株価」との関係が、利潤率として問題となるのである。もちろん、「その株価」は、前稿（259頁）でも述べたように、また「再構築」論文でも述べるように、その時の「利潤全体」÷平均利潤率、というような、単純な値を取る訳ではない。だがしかし、資本の投下先として株式を購入する場合には、岩田氏が言ったように配当のみではなく内部留保さらには重役報酬をも含んだ「利潤全体」が、そして、岩田氏とは異なり「利潤率」が問題となる、という基本線だけは押さえておくべきだろう。

敵対的なM& A等においては、さらに、資本の投下先としての株購入と言っても、当該部門に資本を投下とは言えないような、「乗っ取り屋」によるそれも問題となる。その場合には、その「利潤全体」とは、「乗っ取り」の後に株を——または、リストラの上特定事業部門を——売った価格（「乗っ取り」以前の重役室の奥で決まる当該企業の株式の「引き取り」価格等を含めての販売価格）等——「乗っ取り」の際に費やした費用、である。だがしかし、その場合にも、その意味での「利潤全体」と、そして、利潤率とが、問題となるのである。

さらに、岩田氏の、資本の集中（結合）、それを前提としての資金の動員という提起に学べば、資本投下の際の「資本」評価は、資本はそもそも営業活動に「固定」され差し当たり現金での「引き上げ」を予定しないものとして投下されるものであるが故に、資本の動化機構の成立、さらには、株式証券市場を介しての「資金」の動員と解除（運用者の側からすると資金の「転用」と「回収」）の機構の成立を前提としない論理段階においても問題になりうるものである。ある企業そのものを購入する場合、そして岩田氏が強調している資本同士の結合が投下されている既存現実資本の結合としてなされる時

のその持分の評価（超過利潤の評価、それ故に、いわゆる「のれん」の評価も含めてのそれ）等の場合には、株購入が、そしてまた、株価が問題になる訳ではないが、そこでも、「利潤全体」と「利潤率」が問題になるのである。

総じて、我々は、「利潤全体」の「利子率」による資本還元、という形で表現された岩田株価論の「限界」の内に、資本の投下先としての株式購入が問題になる場合には「配当」ではなく「利潤全体」が問題となるという、岩田株価論の「意義」を発掘し、その発展・展開を目指すべきだろう。

第三節 岩田株式資本論の限界と意義

岩田氏は、氏の「原理論」において、株式資本を、帝国主義段階の基礎規定を与えるものとして問題としている。そして、「金融資本とは、……株式資本の具体的な現実の姿態以外のなにものでもないのである。」（岩田、297頁）という叙述からもわかるように、株式資本を、いわゆる「金融資本」の原理的規定を与えるものとしている。そのことは、氏においては、同時に、「資本主義的生産は、その生産力の一定の発展段階において、……その生産様式の限界内で生産力と生産関係の矛盾を解決しえなくなるやいなや、総じて、利潤率の均等化とその統一的な社会的生産としての全体的編成とを実現する機構をうしない、これを容認しかついんぺいするあらたな資本形態を要請せざるをえなくなるのであって、それを実現する資本形態こそ株式資本にはかならぬのである。」（231頁）という叙述にも見られるように、株式資本を資本主義の「末期」「爛熟」「没落」を象徴的に規定するものとして位置づけることを意味していた。

その点は、上記の叙述に含意されていることであるが、氏の「株式資本（は）……現実的には不均等な利潤率を資本還元することにより産

9 前稿、参照。なお、伊藤氏は、岩田氏が株式資本を「利まわりの均一性のうちに、現実の利潤率の不均等を隠蔽するものとして」位置づけている点を批判し、「株式資本の形態が、……、利潤率の均

業資本を社会的貨幣資本に擬制しこれを形式的「一般的資本」として定位する資本形態にすぎ（ない）」（226頁）という叙述からもわかるように、株式資本を、利潤率の均等化法則の貫徹が不可能となった「資本主義的生産」の末期において、それを、利回りの均等化として、「容認しかついんぺいする、」たがって現実的にはこれ「利潤率の「不均等」」を激成せざるをえない資本形態」（同）と規定している点に現れ出ている。

だがしかし、氏の、株式資本は資本主義の末期を象徴的に規定するものという「位置づけ」論の輻から離れ、株式資本の実相を見るならば、(1)例えば、鋼鉄生産技術の革新（ベッセマー法、トーマス法等）による「固定資本の巨大化」に応え、19世紀末の需要増大産業である鉄鋼業の成長を既存産業資本の「集中」を含めて促進した、(2)社会の必要に応じた資本配分の増大を自己利潤に拘束されることなく「社会的資金の動員」によって実現しうる、等、株式資本または株式会社の、実物経済調整機構、社会の必要に応じた資本配分・労働配分調整機構、総じて、利潤率均等化媒介機構としての意義を認めざるをえないのではないだろうか。固定資本による利潤率均等化に対する「制約」、固定資本が巨大であればますます増大する「制約」は確かに存在する。だが。「帝国主義」段階において株式会社が普及・前面化したことの意味は、株式資本が、利潤率の「不均等」を利回りの均等化として「容認しかついんぺい」するものとして登場した、という岩田氏の理解とはむしろ逆に、株式会社は、固定資本の「巨大化」による利潤率均等化に対する制約の「巨大化」という事態との対応において、その「制約」を「解除」するものとして「普及・前面化」を見た、と考えるべきではないだろうか。

岩田氏は、世界資本主義論、それも、横の非

等化を媒介する機能をも有する面が無視されてはならない」（[1974]、246頁第4段）と述べている。支持すべきだろう。

資本主義的外圏の「内面化」のみならず、資本主義の「歴史」過程の「内面化」が原理論の展開であるとする、世界資本主義論の立場から、株式資本論を、歴史＝論理的バイアスの下で語っている。その結果、岩田氏は、株式資本の現実的機能をあまりにも特殊時代的な大不況期および帝国主義段階の事象に即して与えることとなっている。例えば、岩田氏は、こういう（以下、[……] 内は、青才の批判的追記）。「固定資本の巨大化 [鉄鋼業が支配的産業となるとともに登場するそれ] は、不況期 [1873年以降の大不況期] の個別資本的な競争戦による過剰資本の根本的整理……を個々の資本にとってたえがたい負担に転化し、それによって既存資本と既存生産力を破壊するかわりにそれを集中合併しつつ [大不況期を通じての企業合同運動の進展] 温存し [温存のためには、何らかの意味での独占が必要とされる]、不況期 [大不況期] の個別資本的な競争戦ができるだけ回避する方向へと [企業合同、カルテル、トラスト等へと] 資本を追いやらざるをえないのであって、株式資本制度は、たんなる共同出資のための法形式からそうした既存資本と既存生産力の集中合併のための手段に転化することにより、……、はじめて、固定資本の巨大化が資本の蓄積過程のうえにもたらす変化 [自由主義段階から帝国主義段階への歴史的变化] との関連において特定の [歴史的] 役割をにないものとなる……。」と（248頁）。

ある人々は、鈴木・岩田理論の場合には、金融資本＝株式資本、となっており、金融資本の規定において、本質的契機をなす独占が欠けていると批判したことがあった。だが、鈴木氏はともあれ、岩田氏の場合には、上述したところからもわかるように、「金融資本とは、……株式資本の具体的な現実の姿態以外のなにものでもないのであ（って）」（岩田、297頁）、株式資本の規定自体の内に、独占等々の歴史的段階規定が含意されていたのであった。そして、それ故に、岩田氏自身にとってそうであったが故にそう解されたのは仕方ないことであったが、

岩田株式資本論は帝国主義段階特有の株式資本を規定したものだとされ、これまで本稿で述べてきた岩田株式資本論の意義、株式資本を「社会的資金の動員」にではなく「資本の集中（結合）」に力点をおいて規定した意義が、見失われることになってしまった。岩田氏いうところの「資本の集中（結合）」が、もっぱら、独占の形成を通じて、「既存資本と既存生産力を……温存」するためのものという、株式資本・株式会社の特殊時代的規定、特殊時代的機能において捉えられることになってしまったからである。

我々は、この、岩田氏の場合には株式資本をあまりに特殊時代的形態において規定することになっているという「限界」を踏まえ、なおかつ、その「限界」故に見過ごされてきた「意義」の顕揚を図られねばならない。岩田氏の株式資本規定から、歴史時代的特殊性を抜き去り、それを資本主義一般における資本結合・株式資本の規定として捉え直すならば、すなわち、歴史時代的な「特殊」を捨象（abstrahieren）し、その歴史時代的な姿において「現れ」た「一般」を抽象（abstrahieren）するならば、岩田株式資本論の本質的な正しさが見えてくるからである。

(1) 岩田氏は、株式資本を特殊歴史時代的な「固定資本の巨大化」故に生ずるものとしている。だが、「固定資本の巨大化」が株式資本を要請するということは、そもそも、資本主義一般のレベルにおいても、固定資本それ自体が利潤率均等化にとっての制約要因であるということを意味している。けだし、（特殊時代的な株式資本——金融資本？——を要請するとされた）特殊時代的な「固定資本の巨大化」による「制約」は、資本主義「一般」において存在する固定資本による「制約」の特殊時代的な「現れ」、その特殊時代的な「制約の巨大化」としての「現れ」だからである。そして、岩田説とは異なるが、先程述べた「株式資本の実相」を踏まえると、株式資本は、そもそも、固定資本の存在故にすみやかなる蓄積・資本移動が困難であ

るという社会的需給調整機構上の（利潤率均等化にとっての）「制約」を、資本同士の結合、資金の動員を通じて「解除」するという機能を持ち、それ故に、株式会社は、特殊時代的な「固定資本の巨大化」故の「制約の巨大化」との対応において、その特殊時代的な「普及・前面化」を見たのである。総じて、岩田氏のいう、「固定資本巨大化」故の株式資本の成立、という規定からその特殊時代性を抜き去るならば、資本主義一般の「原理」に属する、固定資本による利潤率均等化にとっての「制約」、および、その「制約」を解除するものとして要請される資本結合・株式資本の必然性が見えてくることになるのである。

(2)さらに、岩田氏は、株式資本を、社会的資金の動員に力点をおいてではなく、資本の集中（結合）、それも、既存現実資本のそれを含めての資本同士の結合に力点をおいて規定しており、また、資本同士の結合を前提として「資金の動員」も可能となることを指摘している。岩田氏自身においては、資本同士の結合は、独占、旧来の固定資本「温存」という特殊時代的姿において捉えられていたのだが、その特殊時代性を抜き去り読めば、そこに、本稿第一節で述べたように、資本の資本としての結合から資金の動員を説く、という資本結合・株式資本論の則るべき道行が見えてくることになる。

(3)そして、(1)の固定資本による制約の解除機構としての株式資本（資本結合）、および、(2)の「資金の動員」の基礎・前提としての資本同士の結合、という両者を結びつけるならば、前稿（253-7頁）で述べたように、資金の動員以前の論理段階においても、すなわち、資本同士の結合の段階でも、すでに、資本結合は、社会的需給調整に対する固定資本の制約を解除する機構であることが言えることとなる。岩田氏は、「株式資本制度は、たんなる共同出資のための法形式から……既存資本と既存生産力の集中合併のための手段に転化することにより、……、はじめて、固定資本の巨大化が資本の蓄積過程のうえにもたらす変化〔自由主義段階から帝国

主義段階への歴史的变化〕との関連において特定の〔歴史的〕役割をにならざるものとなる……。」（248頁）とし、「たんなる共同出資」、資本同士の結合を、意義の低いもの、原理論で取り上げる意義もないものとみなしている。だが、株式資本、一般的に言って資本結合の意義を、その「特定の〔歴史的〕役割」という特殊時代的意味においてではなく、その資本主義一般において問題にしうる「役割」という点において見るならば、証券市場の確立以前、当該資本証券の流通性の獲得——岩田氏によれば、「株式会社制度を利用する〔既存〕産業会社の集中合併や整理統合の一定の進展段階の結果」としてのみ可能なそれ、「産業株式会社……が、……、社会的に名の知れた〔大〕会社になる」ことによってのみ可能なそれ（248頁）——以前の論理段階における資本同士の結合の持つ「役割」が浮かび上がってくることとなる。資本の動化（商品化、流動化）以前的な資本結合、資本証券の売買が容易でない段階での資本結合、例えば、パートナーシップ的なそれ、合名・合資会社的なそれ、においてすでに、「資本結合」は、「資本移動・資本蓄積」の促進・加速化を通じて、第一に利潤率を上昇させ、第二に利潤率均等化を促進し、第三に生産力の上昇をもたらす、という「役割」を持っているからである（参照、前稿、256頁）。

(4)岩田氏は、本稿第二節において見たように、株式擬制資本（株価）は、「利潤全体」の利子率での資本還元価格だと規定している。「利潤全体」が問題になるとすると、その場合の尺度は利潤率であるしかないにも拘わらず、資金の運用の場合の尺度である「利子率」による「資本還元」を問題としている、という岩田株価論の「限界」は、氏の「利潤」・「利子」・「利潤の利子化」というトリアーデ故のものであった。そして、岩田氏におけるそのトリアーデ採用の奥・裏には、筆者の見るところ、本第三節冒頭で述べた、株式資本は、利潤率の均等化が不可能となった帝国主義段階において、その利潤率の不均等を利回りの均等化（利子率の一様

性)によって「容認」「いんぺい」「激成」させるものだとする歴史把握、株式資本を資本主義の末期を象徴する資本形態として規定すべきだとする「位置づけ」があった。この岩田株価論から、株式資本は帝国主義段階(資本主義の没落期)を象徴するものという「位置づけ」との関連で与えられる諸規定を抜くと、配当のみではなく「利潤全体」を問題とするという、岩田株価論の持つ「意義」が見えてくる。株価は、配当利回りと利子率(預金利子率+ α)とを比較考量することによって決まる、等々の言説が、現実の前にその妥当性を失っている今日、我々は、配当のみならず内部留保をも含めた利潤全体が問題にされるべきだという、岩田株価論の問題提起を正当に受け止めるべきであろう。^{10) 11)}

10 利潤を求める資本同士の結合が重きをなす状況においては、「利潤全体」の「株価」との関係が利潤率として問題となるという点、株式益まわりの逆数である株価収益率(P E R)の持つ意味もその観点から問題とされねばならないという点に関しては、拙稿「再構築」論文を参照。

11 筆者は、本稿脱稿後、侘美光彦氏の株式資本論[1972, 289-301頁]を読む機会を得た。

侘美氏は、そこで、ヒルファディング『金融資本論』を批判的に検討した後、「『金融資本論』では、群小株主の立場からする「株式資本」論が一般化され、資本の商品化論は、なしくずし的に貨幣の商品化論と混同されることになった」と「総括」(300頁)している。ここで侘美氏が言っているのは、以下の諸点である。(1)ヒルファディングは、銀行の固定資本貸付、それの増資等による流動化、現実資本の擬制資本への転化もそれ故に要請される、銀行による産業株式会社の支配、最終的には、「現実には産業資本に転化されている銀行資本、すなわち貨幣形態における資本を、私は金融資本と名づける」(ヒルファディング, 1910, (中) 93頁)という金融資本規定等、銀行を中心に——信用関係を起点として——株式資本を規定している。(2)その結果、「株主の「支配権」は事実上銀行の「支配権」に……のみ限定され……、他の株主〔銀行以外の他の「支配的株主」——本稿での表現では、資本の投下先として株を所有している経済主体——を含むそれ〕はあたかも群小株主〔本稿での表現では、資金の運用先として株を購入・所有している経済主体〕であるかのごとくとりあつかわれ、株式会社の一般的理論(配当や創業利得の理論)も、この群小株主の観点からのみ規定された」(侘美, 297頁)。その他、ヒルファディングの株式資本規定は、「群小株主」の立場からする規定に「矮小

化」されているという点については、295, 296, 300頁でも指摘), (3)その故に、「資本の商品化」「運動体としての産業資本〔「現実資本」・「機能資本」〕(の)商品化」(293頁等)と「貨幣の商品化」「資金の商品化」とが「混同され」、「株主と〔「いわゆる」〕貸付資本家とをともに「貨幣資本家」として同一視」(294頁)することになっている。(4)そして、その結果、ヒルファディングにおいては、株式所有・売買が、「現実資本に対する支配権」の所有とその所有の移動であることの意味、配当と利子との本質的区別、利回りと利子率との本質的差異は、無視されている(393-4頁)。等々。

ここで侘美氏が述べている諸論点は、直接的には、ヒルファディング『金融資本論』批判という文脈で提示されたものである。そして、それは、また、岩田株式資本論、ヒルファディング批判でもあるそれ、をさらに押し進める諸論点である。だがしかし、(2)のヒルファディング批判は、同時に、株式資本の本質を「産業的に投下された現実資本〔利潤を生む資本〕を、貨幣市場に投下された社会的貨幣資本〔利子をもたらす資金〕に擬制する特徴的な資本形態」(岩田, 198頁)と規定する岩田株式資本論、すなわち、その一面において、利子率を行動原理とする「群小株主」(資金の運用者)の側からする株式資本規定をなお残している、岩田株式資本論を批判しうる論点である。そして、侘美氏は、(2)を踏まえ、全体としては、岩田株式資本論を超える方向性を提示している。支持されるべきだろう。

文献リスト

1. 本稿で引用・参照した文献のみを掲げる。
2. 配列は、著者の50音順とする。
3. 本稿での論文名の略記等を〔……〕内に附記する。

青才高志 「利潤論の諸問題(1)」, 『信州大学経済学論集』第13号, 1979年3月, (後に, 青才 [1990] に所収)。

青才高志 「利潤論の諸問題(3)」, 『信州大学経済学論集』第19号, 1982年3月, (後に, 青才 [1990] に所収)。

青才高志 『利潤論の展開——概念と機構』, 時潮社, 1990年。

青才高志 「株式資本論について」, 山口重克編『市場システムの理論』, 御茶の水書房, 1992年。[「前稿」と略記]

青才高志 「株式資本論の再構築」, S G : C I M E 編『資本主義の原理像の再構築』, お茶の水書房, 近刊。[「再構築」と略記]

伊藤誠 「株式資本論の方法と展開」, (東大)『経済学

- 論集』第37卷第1号, 1971年4月, (後に, 『価値と資本の理論』, 岩波書店, 1981年, に所収)。
- 伊藤誠 「株式資本」, 鈴木鴻一郎編著『セミナー経済学教室1マルクス経済学』, 日本評論社, 1974年。
- 伊藤誠 『資本主義経済の理論』, 岩波書店, 1989年。
- 岩田弘 『世界資本主義』, 未来社, 1964年7月。[「岩田」と略記]
- 宇野弘蔵 『経済原論』下, 岩波書店, 1952年, (後に, 『宇野弘蔵著作集』第一巻, 岩波書店, に所収。引用は『著作集』より)。[「旧原論」と略記]
- 宇野弘蔵 『経済政策論』, 弘文堂新社, 1954年。[「旧政策論」と略記]
- 宇野弘蔵 『経済原論』, 岩波全書, 1954年, (『宇野弘蔵著作集』第二巻, 岩波書店, に所収。引用は『著作集』より)。[「新原論」と略記]
- 宇野弘蔵 『経済政策論』(改訂版), 弘文堂, 1971年。[「改訂政策論」と略記]
- 小幡道昭 「商品流通の構造と資本の一般的定式」, 『経済学批判』6, 社会評論社, 1979年4月。
- 川合一郎 『資本と信用』, 有斐閣, 1954年。
- 後藤泰二 『株式会社の経済理論』, ミネルヴァ書房, 1970年。
- 小林啓志 「株式資本の原理的規定について」, 『信州短期大学研究紀要』第4巻第2号, 1992年。
- 清水真志 「商業資本論の展開と資本結合論」, 『香川大学経済論集』第73巻第4号, 2001年3月。
- 鈴木鴻一郎編 『経済学原理論』下, 東京大学出版会, 1962年。
- 佐美光彦 「ヒルファデイング」, 鈴木鴻一郎編『マルクス経済学講義』, 青林書院新社, 1972年。
- 馬場克三 『株式会社金融論』(改訂増補版), 森山書店, 1978年。初版, 1965年。
- ヒルファデイング, ルドルフ, 岡崎次郎訳『金融資本論』上・中・下, 岩波文庫, 原著初出, 1910年。
- 山口重克 「金融の原理的機構」, 小野英祐他著『現代金融の理論』第一章, 時潮社, 1971年, (後に, 『金融機構の理論』, 東京大学出版会, 1984年, に所収)
- 山口重克 『経済原論講義』, 東京大学出版会, 1985年。
- 渡辺祐一 「[文献改題]「証券市場」の理論と歴史」, 『経済学批判』13, 社会評論社, 1983年4月。